

# 紀宝町空き店舗再生事業 入店業者（団体）募集要項

## 1 事業の目的

紀宝町では、町内の商業及び地域の活性化を図るため、町が作成した「空き店舗台帳」に登録されている店舗を活用し、小売業、一般飲食店及びサービス業など地域に根ざした「起業」をする方に対して支援を行うことを目的に、店舗改修費用や家賃の補助を行います。

## 2 支援内容

### (1) 店舗改修費用の一部補助

「空き店舗台帳」に登録された店舗を賃貸する際、店舗の改修費用として、改修費用の2分の1を乗じた額を補助します。ただし、上限30万円とします。（千円未満については、切り捨てるものとする。）

### (2) 家賃の一部補助

「空き店舗台帳」に登録された店舗を賃貸する際、家賃補助として、月額家賃の3分の2を乗じた額を補助します。ただし、上限月3万円。最長1年間とします。（千円未満については、切り捨てるものとする。）

### (3) 専門家による無料経営相談、経営指導

紀宝町の専門家派遣制度を利用して、無料で専門家による経営に関する相談、指導などを受けることができます。

## 3 申請資格

(1) 町が作成する「空き店舗台帳」に登録されている店舗で、新しく事業（対象とならない事業を除く）を開始しようとする個人、団体または法人。

(2) 申請年度内に創業できる者。

## 4 対象とならない事業

- (1) 金融・保険業、興業及び娯楽に関する事業
- (2) 風俗営業法第2条の規定に定めるもの
- (3) 直接客が店舗に来ない事業
- (4) その他、町長が適当と認めない事業

## 5 申請方法

次に掲げる書類を添えて、以下問い合わせ先まで提出してください。

- (1) 紀宝町空き店舗再生事業費補助金交付申請書（様式1）
- (2) 事業実施計画書（様式2）
- (3) 収支計画書（様式3）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

## 6 お問い合わせ先

〒519-5701

三重県南牟婁郡紀宝町鶴殿 324

紀宝町役場産業振興課 Tel.0735-33-0336